

国及び地方公共団体の責任ある財政運営の確保を図るための 財政の健全化の推進に関する法律案（概要）

※ 公布日施行

基本原則

1. 2017年度から2020年度までの間においては、名目経済成長率について2011年度から2020年度までの平均で3%、実質経済成長率について2011年度から2020年度までの平均で2%を目指すとともに、2021年度以降においては、名目経済成長率及び実質経済成長率のそれぞれについて安定的な上昇を目指し、経済成長施策を着実に実施することにより、経済成長に伴う歳入増を図る。
2. 行政改革や社会保障制度改革などあらゆる改革を行い、歳出の重点化及び効率化を図る。
3. 1. 及び2. に掲げる事項に関する諸施策を実施してもなお財政の健全化が図られる見込みがない場合においては、公平・透明・国民が納得できる税制を確立しつつ、必要な財源の確保を図る。

財政健全化目標

1. 2020年度までを目途に、一会計年度の国及び地方公共団体の基礎的財政収支額の黒字化を確実に達成する。
2. 2021年度以降において、一会計年度末の国及び地方公共団体の長期債務残高の合計額の対名目GDP比が安定的に低下する財政構造を実現する。

財政健全化基本方針

1. 財政資金の重点的・効率的な配分、民間資金の活用、規制改革、国際的な経済連携の推進等の経済成長施策を着実に実施する。
2. 経済成長施策への重点的・効率的な財政資金の配分のため、制度全般の見直しを行う。
3. 着実に財政健全化が図られるよう配慮した予算を作成する。
4. 中長期の支出又は租税収入の減少となる施策を実施するときは、その経費額を上回る財源を確保し、公債の発行収入又は借入金はその財源に充てない。
5. 補正予算の歳出の財源には、大規模な災害や経済停滞への対処に支障が生ずる場合を除き、特例公債の発行収入金以外の歳入をもって充てる。
6. 行政事業レビューを推進し、その結果を予算の作成に適切に反映させる。
7. マイナンバーの利用、情報通信技術の活用等を一層推進する。
8. 各歳出分野について必要な改革（①地方公共団体に交付される国の補助金等の効率化、②社会保障制度の在り方についての検討、③公共事業に係る予算の重点化及び効率化等、④国家公務員の給与の改定等についての職員団体との協議又は交渉、⑤当初予算におけるその他の事項に係る経費の抑制）を行う。
9. 各歳入分野について必要な改革（①個人所得課税及び資産課税の改革、②租税特別措置の縮減又は廃止、③各府省が所掌する事務及び事業の見直し、国の不要資産の売却等並びに基金の不要額の国庫返納、④年金保険料の徴収体制強化等、⑤社会保険料の負担に係る上限に関する制度の見直し、⑥その他税制の改革）を行う。

新たな予算編成（2017年度の予算から適用）等

財政運営戦略（閣議決定・国会報告）

10年1期

①国及び地方公共団体の基礎的財政収支額の目標、②国及び地方公共団体の長期債務残高の対名目GDP比の目標、③政府が講ずべき施策に関する基本的な方針等を規定

中期フレーム（閣議決定・国会報告）

3年1期

①対象期間における予算の大枠、②対象初年度における予算の基本方針、③国債発行限度額等を規定

システムを整備
反映を可能にするよう

概算要求

予算調整

予算調整指針に従って実施（協議及び資料は公開）

予算作成

財政影響評価調書を添付資料として作成

予算執行

執行状況を随時確認可能なシステムを整備

決算作成

発生主義・複式簿記による会計処理を自動的に行うシステム等の導入

その他

国の財務情報の開示、行政事業レビューによる事務及び事業の見直し等、行政監視院の設置、地方財政の健全化、この法律の施行後最初に策定する財政運営戦略に定めるべき事項、弾力条項、企業会計の慣行を参考とした国の予算に関する財務書類等の作成等についての検討条項、2021年度から2050年度までの間における財政の健全化の推進のための措置についての検討条項、国会議員の定数削減についての検討条項等について規定